

令和4年（行ウ）第22号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 江本浩二 外58名

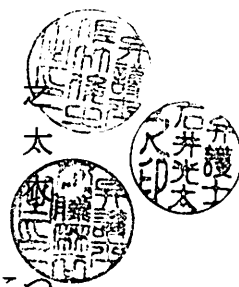
被告 沼津市長 頼重秀一

## 準備書面（10）

令和7年11月6日

静岡地方裁判所民事第2部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 佐 竹 俊  
同 弁護士 石 井 光 太  
同 弁護士 近 藤 麻



- 1 静岡県環境影響評価条例における環境アセスメント手続不実施の違法について、違法な財務会計行為に繋がる同環境アセスメント手続不実施についての市長の故意過失について以下のとおり主張する。なお、環境アセスメント不実施の違法と本件財務会計行為との関係については原告準備書面（7）で主張したとおりであり、環境アセスメント不実施についての故意過失も本件財務会計行為の故意過失の主体（本来的権限者）はどちらも市長である。
- 2 本件新中間処理施設の建設にあたって、被告沼津市が同施設の建設は静岡県環境影響評価条例における環境アセスメントの実施対象事業であるにも関わらず、これを実施していないことが違法であることは既に主張したとおりである。

被告はこれに対し、本件新中間処理施設事業は、新設事業ではなく、既存ごみ処理施設の「変更」にあたり、静岡県環境影響評価条例で対象となる事業ではないと主張する。そしてその根拠として、「静岡県くらし・環境部環境局生活環境課長」名義で被告宛に出された回答書を提出している（乙10）。

確かに、同回答書には、老朽化した施設の建替え、既存施設のある一連の事業用地と認められることなどから「変更の事業」と判断しているという静岡県側の見解がある。

しかしながら、同回答書には、「静岡県環境影響評価条例の中で「変更」という言葉の定義はありません」と明確に記載され、さらに「「変更の事業」に該当するかどうかは、個別具体的に面的な評価を行い判断しております」と記載されており、条例の文言から本件を環境アセスメントの対象外としたの

ではなく、静岡県の一部門の環境局が回答という形で一定の見解を示しただけである。このような他部署や議会等で検討をした訳でもない一部署の回答書のみで本件新中間処理施設が環境アセスメントの対象外とすることを適法と根拠づけることはそもそもできない。

同条例では、事業者は、環境影響評価等の重要性を認識し、その責任と負担において、この条例の規定による手続を適切かつ円滑に行い、対象事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減するように努めなければならない（第 5 条）とされ、方法書の作成等は事業者市の責任で行われ、県が判断すべき問題ではない。

また、被告もそもそも静岡県環境局に何度もこのような確認を行っているのは、本件新中間処理施設事業が県条例の環境アセスメントの対象となる可能性があることを十分に認識しているからに外ならない。

### 3 環境影響評価法について

(1) 既に述べたとおり環境影響評価条例は環境影響評価法で対象外とされる事業について自治体が条例でアセスの義務付けを定めるものである。

環境影響評価法上は、新設や変更という区別はなく、原則的に対象事業にあれば環境アセスメントが義務付けられている。

この点について、本年 6 月に、環境影響評価法の改正法が参議院で可決され、既存工作物を除却又は廃止し、同種の工作物を同一又は近接する区域に新設する事業を実施する建替えの場合には、環境アセスメント手続に代えて、既存の工作物による環境影響に関する調査結果を踏まえた環境の保全の内容を明らかにするという手続が新設された（ただし現時点で未施行である）（甲 78）。

この改正にあたり、環境省は「環境影響評価法の施行から四半世紀以上が経過し、近年、環境影響評価手続（アセス手続）の対象となる工作物についても建替えの時期を迎える事業が見られるようになってきていますが、現行の環境影響評価法には、事業の位置や規模が大きく変わらない建替えに関する規定がなく、新規事業と同様の手続を課している状況にあります」としている（甲 78 の 1）。要するに改正の目的は、既に現行の環境影響評価法における環境アセスメントを実施しているような事業が同地同規模の同事業を行う場合には再度の環境アセスメント手続を一部省略しても多くは問題でないというところにある。

しかしながら、それでも法解釈としてこれらのいわゆる「建替え」を環境アセスメントの実施義務対象から除外することはできないため、改正までは全ての該当事業を環境アセスメントの対象としていたというものである。

(2) 一方の静岡県環境影響評価条例では「新設」と「変更」という区別はあ

るもののその定義は定かではない。しかしながら、上述のとおり環境影響評価法は本件新中間施設の建設のような（ただし改正環境影響評価法のアセス除外規定に本件新中間処理施設が該当することを認めるものではない）、改正法の対象事業（建て替え）の定義を「既存工作物を除却又は廃止し、同種の工作物を同一又は近接する区域に新設する事業」とし、明確に「新設」と定義づけた上で、これを特別に環境アセスメントの対象から除外するとしている。

よって、そもそも既存施設を除却して新たに新施設を建設することは、法の解釈上は「変更」ではなく、「新設」であるとするのが自然である。

また、環境省が出している「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」においても、「建築物を除く施設の設備・機器を全て更新する「大規模リフォーム（リニューアル）」は「新設」として扱う」とされ（甲79）、建築物をそのままでも中身を入れ替えるものであっても新設にするというのであれば、建築物そのものを全て解体除却するのは新設以外考えようがない。

静岡県の上記回答書は、このような法解釈とも反するものであるし、そもそも既存施設を全て除却して新しい施設を作ることは用語からして「変更」には当たらないと考えるのが当然である。

さらに上記環境影響評価法の改正は本年6月のものであり、静岡県が最初に沼津市に対し、乙10号証と同様の回答をしたのは平成27年である（甲71の2）。少なくとも当時の状況では環境影響評価法になぞれば、本件新中間処理施設事業は個別具体的な解釈を入れる余地もなく間違いなく「新設」であり、環境アセスメントの義務がある事業である。

環境影響評価法61条及び62条は同法と条例の関係を規定する条文であるが、同法61条2項では法の対象の事業について条例で手続を規定する場合には、「この法律の規定に反しないものに限る。」とし、また同法62条では「地方公共団体は、当該地域の環境に影響を及ぼす事業について環境影響評価に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。」と規定されている。県のアセスメント担当部署であれば条例を制定する根拠となった環境影響評価法も熟知しているはずであり、これと反する独自解釈を本件で沼津市にしていることは認識していたはずであり、同法62条に反する解釈である。

これを沼津市の問い合わせにしたがって、定義が条例上ないことを良いことに文言上とはかけ離れた解釈をして環境アセスメントを不要と回答した静岡市については、沼津市と事前に通謀してこのような回答を記録に残したとしか考えられない。

#### 4 静岡県内の他のごみ処理施設との比較

上記静岡県側の回答では環境アセスメントの対象となるかどうかは個別具体的に判断するとしている。

しかしながら、沼津市以外の県内の他自治体のごみ処理施設建設にあたっては静岡県の意見があったかどうかは不明であるが、建て替えにおいて環境アセスメントの実施をしている自治体も複数あり、富士市は既存施設より約1キロメートル離れた場所ではあるが、新施設の処理量は本件と同じく旧施設よりも減少する見込みであるが環境アセスメントを実施している。

## 5 沼津市長の故意過失

環境アセスメントについては、自治体事業の場合には当然事業者である市長が実施の主体者であり決定権者である。

よって現在本件新中間処理施設について環境アセスメントが実施されていないこと、その理由が静岡県環境局の回答書のみによ拠していることは当然市長も認識しているはずである。

本来用語上は本件新中間処理施設事業は、既存施設を全て解体除却した上で隣接地に新しい施設を建設するものであるから、「変更」ではなく「新設」であるとするのが当然である。条例の解釈についての、県の担当部局の回答は用語上もまた条例の元となっているはずの環境影響評価法とも離れた独自解釈でありその根拠（なぜ新設ではなく変更なのか）も何一つ示されておらず、本来であれば本当にその回答に従ってよいのか、環境影響評価法や近隣自治体の例を沼津市として精査して慎重に実施の有無を検討すべきものである。既存焼却場は環境影響評価法制定以前に建設された施設であり、環境アセスメントを実施したことはない施設なのであるから尚更である。

環境アセスメントは既に述べたとおり、被告が行った廃棄物処理法上の生活環境影響調査とは異なり、事業者にとっては長期かつ煩雑な手続であり、アセスを実施しないまま対象事業を進めることはできないという事業自体に大きな影響を及ぼす重要な手続である。

被告は、これまでの経緯から一度中断した新中間処理施設事業を早期に進めたいと考えており、環境アセスメントを実施するとその内容を公告し、近隣住民に対する説明会を開き、意見を募る必要があるため、特に再度清水町外原区の反対で前回のように事業が中断或いは遅延することを避けたいという考えから、住民の意見を聞く必要のある環境アセスメントを省略できるものなら省略したいという思いが、当該部局だけでなく、必要な場合には直接近隣住民への説明責任のある市長も当然あったはずである。

このような理由から被告は、静岡県と予め通謀したか、あるいは回答自体は静岡県が被告に付度したのかもしれないが、上述のとおり当時の環境影響評価法ともかけ離れ、用語も一般人の通常の国語解釈から捻じ曲げた独自解

釈で本件新中間処理施設事業は「新設」ではなく「変更」であるという回答を静岡県の環境局から得て、現時点においてもこれだけを環境アセスメントの不実施は違法でない根拠としてあげるなど、他に何らの実施不実施の検討をした形跡はない。

環境アセスメントという重要な手続の不実施を市が責任をもって検討せず、安易に静岡県の一担当部署の回答で問題ないとする姿勢は少なくとも過失が認められる。市長も少なくとも環境アセスメントの不実施の理由は、生活環境影響調査を代わりに行う時点で認識していたはずであるから市長自身の過失も認められる。

また、沼津市が新中間処理施設を実施するにあたって清水町外原区の元区長鈴木隆雄氏を中心とする本件覚書を理由に事業反対する住民の存在を疎ましく思っていたことは、これまでの経緯から明らかであり、鈴木区長を沼津市と清水町が共謀して区長の座から降ろさせたこと、代わりに就任した新区長も条件付きでの事業実施を求めていたにも関わらず、これも受け入れず、同区長が清水町との非公式協議の場で用いた「静観」という言葉（清水町から開示された資料は前後が黒塗りで趣旨も不明である）を使って、「清水町外原区は新中間処理施設に反対していない」ということにして新中間処理施設事業を再開したことからすれば、今回の環境アセスメントの不実施についても、計画の早期進行及び鈴木元区長らの強硬な反対意見が表出する機会を避けるために故意的に対象外にしたとしか考えられない。

いずれにしても、市長の故意過失による責任は免れがたい。

以 上